

○総務省令第六十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十七日

総務大臣 高市 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)  
 第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)  
 第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第五十三條第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表一から別表四の三まで)
(二) 略	[略]
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第五十三條第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)(第六号様式別表四の三)
(四) 略	[略]

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第五十三條第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	第六号様式(別表一から別表四の三まで)
(二) 同上	[同上]
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第五十三條第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書)	第六号の三様式(第六号様式別表四の三)
(四) 同上	[同上]

[2・3 略]  
 (法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書等の様式)  
 第五条 法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

[2・3 同上]  
 (法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る申告書等の様式)  
 第五条 法人の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七十二條の二十五第八項から第十二項まで(これらの規定を法第七十二條の二十八第二項並びに第七十二條の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。))及び第七十二條の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二條の三十一第二項及び第三項の修正申告書	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表五から別表十四まで)
(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十二條の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二條の三十一第二項及び第三項の修正申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)
(三) 略	[略]

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七十二條の二十五第八項から第十項まで(これらの規定を法第七十二條の二十八第二項並びに第七十二條の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。))及び第七十二條の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二條の三十一第二項及び第三項の修正申告書	第六号様式(別表五から別表十四まで)
(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七十二條の二十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二條の三十一第二項及び第三項の修正申告書)	第六号の三様式
(三) 同上	[同上]

[2・3 略]

[2・3 同上]

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類)  
 第六条の九 「略」

2 政令第三十五条の四の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
 「一 略」

二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第二十二項第一号(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類  
 「三 略」

(法第四百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路)

第八条の五十四 法第四百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第九条の九に定める道路とする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号様式又は第六号様式(その2)(別表一から別表四の三まで)
(二) 略	略
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号の三様式又は第六号の三様式(その2)(第六号様式別表四の三)
(四) 略	略

〔2・3 略〕

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものうち、地方税関係法令(同項に規定する地方税関係法令をいう。以下この条及び次条において同じ。)の規定により書面等(法第七百四十七条の二第二項に規定する書面等をいう。以下この条及び次条において同じ。)により行うことその他の方法が規定されているもの

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類)  
 第六条の九 「同上」

2 「同上」

「一 同上」

二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する事業税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類  
 「三 同上」

(法第四百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路)

第八条の五十四 法第四百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第八条の二十一に定める道路とする。

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号様式(別表一から別表四の三まで)
(二) 同上	同上
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書(法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書)	第六号の三様式(第六号様式別表四の三)
(四) 略	同上

〔2・3 同上〕

(特定書面等地方税関係申告等及び特定地方税関係申告等)

第二十四条の三十九 「同上」

とする。

【一〇六 略】

七 法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書の提出

【七の二〇十六 略】

【二〇七 略】

附則

（新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等）

第三十一条 法第七百四十七条の二第一項に規定する総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定するもののほか、次に掲げるもののうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。）の規定により書面等（同項に規定する書面等をいう。）により行うことその他の方法が規定されているものとする。

【一〇四 略】

五 法附則第六十一条第二項の規定による申告書及び添付すべき書類の提出

第一号の三様式（第二条関係）

【様式 別紙二 挿入】

第一号の四様式（第二条関係）

【様式 別紙四 挿入】

第三号様式別表裏面（用紙日本産業規格B4）（第二条関係）

【様式 別紙六 挿入】

第四号様式（第二条関係）

【様式 別紙八 挿入】

第四号の二様式（第二条関係）

【様式 別紙十 挿入】

第五号の二様式（第二条関係）

【様式 別紙十一 挿入】

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【様式 別紙十四 挿入】

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【様式 別紙十六 挿入】

【様式 別紙十六 挿入】

【様式 別紙十六 挿入】

第6号様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む、同項第3号に掲げる

【一〇六 同上】

七 法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書の提出

【七の二〇十六 同上】

【二〇七 同上】

附則

（新型コロナウイルス感染症等に係る特定書面等地方税関係申告等）

第三十一条 【同上】

【一〇四 同上】

【新設】

第一号の三様式（第二条関係）

【様式 別紙一 挿入】

第一号の四様式（第二条関係）

【様式 別紙三 挿入】

第三号様式別表裏面（用紙日本産業規格B4）（第二条関係）

【様式 別紙五 挿入】

第四号様式（第二条関係）

【様式 別紙七 挿入】

第四号の二様式（第二条関係）

【様式 別紙九 挿入】

第五号の二様式（第二条関係）

【様式 別紙十一 挿入】

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【様式 別紙十三 挿入】

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【様式 別紙十五 挿入】

【様式 別紙十五 挿入】

【様式 別紙十五 挿入】

第6号様式記載要領

1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方人特別

事業を行う法人を除く。)が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

【2～9 略】

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

【11 略】

12 事業税の「所得金額総額⑦」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑩」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑩」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13 事業税の「付加価値額総額③」又は「資本金等の額総額⑤」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑫」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

【14 略】

14 事業税の「⑯のうち見込納付額⑱」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑲」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑳」又は「軽減税率不適用法人の金額㉑」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉒」又は「軽減税率不適用法人の金額㉓」の「基

税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

【2～9 同左】

10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

【11 同左】

12 事業税の「所得金額総額⑦」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑩」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計⑩」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13 事業税の「付加価値額総額③」又は「資本金等の額総額⑤」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額⑫」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14 事業税の「平成28年改正法附則第5条の控除額⑩」の欄は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑩」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑩」の欄の金額を記載し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑩」の欄の金額を記載し、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑩」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑩」の欄の金額を記載すること。

15 事業税の「⑯のうち見込納付額⑱」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16 特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額⑲」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑳」又は「軽減税率不適用法人の金額㉑」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉒」又は「軽減税率不適用法人の金額㉓」の「基

準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16 特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税又は地方法人特別税の「⑩のうち見込納付額」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

18 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑩」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

20 選付請求の「中間納付額」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により選付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

21 略]

22 略]

23 略]

第六号様式（ネの2）（用紙日本産業規格A4・セピー色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

【挿入 別紙十七 挿入】

第六号様式別表1（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピー色）（第三条・第十条の二関係）

【挿入 留】

第六号様式別表1（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピー色）（第三条・第十条の二関係）

【挿入 留】

第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

【2～4 略】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額」の欄の金額（

準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税又は地方法人特別税の「⑩のうち見込納付額」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税又は地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）⑩」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(34)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 選付請求の「中間納付額」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により選付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

22 同左]

23 同左]

24 同左]

【挿入】

第六号様式別表1（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピー色）（第三条・第十条の二関係）

【挿入 回一】

第六号様式別表1（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピー色）（第三条・第十条の二関係）

【挿入 回一】

第6号様式別表1記載要領

1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であつた法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

【2～4 同左】

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額」の欄の金額（

連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の12)の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6~8 略]

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4・ヤマト包)(第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送]

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4・ヤマト包)(第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送]

第六号様式別表1の2記載要領

1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

[2・3 略]

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の3)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額(これらの欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4)(第三條・第十條(11)項(送))

[様式 送]

第六号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度を

連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の12)の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リーナス特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6~8 同左]

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4・ヤマト包)(第三條・第十條(11)項(送))

[様式 同左]

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4・ヤマト包)(第三條・第十條(11)項(送))

[様式 同左]

第六号様式別表1の2記載要領

1 この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

[2・3 同左]

4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1の3)の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(29)」の欄の金額(これらの欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内にはリーナス特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表1(11)(イ)用(用紙日本産業規格A4)(第三條・第十條(11)項(送))

[様式 同左]

第六号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額(法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)又は連結適用前災害損失欠損金額(同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領に

いう。以下この記載要領において同じ。) においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

【2・3 略】

様式別表11(田塚ロ本廻業限(特)) (様式・様十(シ)隠送)

【様式 隠】

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。  
【2 略】

様式別表11(シ) (田塚ロ本廻業限(特)) (様式・様十(シ)隠送)

【様式 隠】

第6号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) 又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) において生じた内国法人の控除対象還付法人税額(法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。) 及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度(法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。) において生じた控除対象個別帰属還付税額(法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合は、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

【3・4 略】

様式別表11(シ) (田塚ロ本廻業限(特)) (様式・様十(シ)隠送)

【様式 隠】

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付すること。

において同じ。) においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

【2・3 同左】

様式別表11(シ) (田塚ロ本廻業限(特)) (様式・様十(シ)隠送)

【様式 隠+】

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額(法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。  
【2 同左】

様式別表11(シ) (田塚ロ本廻業限(特)) (様式・様十(シ)隠送)

【様式 隠+】

第6号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) 又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度(同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) において生じた内国法人の控除対象還付法人税額(法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。)、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額(同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。) 及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度(同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。) において生じた控除対象個別帰属還付税額(法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合は、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

【3・4 同左】

様式別表11(シ) (田塚ロ本廻業限(特)) (様式・様十(シ)隠送)

【様式 隠+】

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式又は第6号の3様式の申告書に添付すること。



第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格△4・セピー色）（第五条関係）

〔様式別紙十九 挿入〕

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格△4・セピー色）（第五条関係）

〔様式別紙二十一 挿入〕

第六号様式別表五記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第66条の13、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項、第68条の65第1項若しくは第68条の98の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

[3 略]

4 「法第72条の2第1項第3号」第1号に掲げる事業」となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で用ひて表示すること。

5 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号に掲げる法人に限る。）にあつてはそれぞれの事業に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号に掲げる法人に限る。）にあつては同項第1号に掲げる事業に係る所得の金額及び単年度損益と同項第3号に掲げる事業に係る単年度損益との計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

6 [略]

7 [略]

8 法第72条の2第1項第3号に掲げる法人が同号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあつては、「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額」の欄及び「債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額」の欄は記載しないこと。

9 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格△4・セピー色）（第五条関係）

〔様式別紙十八 挿入〕

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格△4・セピー色）（第五条関係）

〔様式別紙二十 挿入〕

第六号様式別表五記載要領

1 この計算書は、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第2項、第62条の5第2項若しくは第142条の2の2の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第57条の7の2第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の57の2第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の2の3の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

[3 同左]

[新設]

[新設]

4 [同左]

5 [同左]

[新設]

6 外国の事務所又は事業所（政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において

外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

## 10 [略]

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）  
第七号様式別表五の二（提出用）  
第八号様式別表五の二（提出用）  
第九号様式別表五の二（提出用）  
第十号様式別表五の二（提出用）  
第十一号様式別表五の二（提出用）  
第十二号様式別表五の二（提出用）  
第十三号様式別表五の二（提出用）  
第十四号様式別表五の二（提出用）  
第十五号様式別表五の二（提出用）  
第十六号様式別表五の二（提出用）  
第十七号様式別表五の二（提出用）  
第十八号様式別表五の二（提出用）  
第十九号様式別表五の二（提出用）  
第二十号様式別表五の二（提出用）  
第二十一号様式別表五の二（提出用）  
第二十二号様式別表五の二（提出用）  
第二十三号様式別表五の二（提出用）  
第二十四号様式別表五の二（提出用）  
第二十五号様式別表五の二（提出用）  
第二十六号様式別表五の二（提出用）  
第二十七号様式別表五の二（提出用）  
第二十八号様式別表五の二（提出用）  
第二十九号様式別表五の二（提出用）  
第三十号様式別表五の二（提出用）  
第三十一号様式別表五の二（提出用）  
第三十二号様式別表五の二（提出用）  
第三十三号様式別表五の二（提出用）  
第三十四号様式別表五の二（提出用）  
第三十五号様式別表五の二（提出用）  
第三十六号様式別表五の二（提出用）  
第三十七号様式別表五の二（提出用）  
第三十八号様式別表五の二（提出用）  
第三十九号様式別表五の二（提出用）  
第四十号様式別表五の二（提出用）  
第四十一号様式別表五の二（提出用）  
第四十二号様式別表五の二（提出用）  
第四十三号様式別表五の二（提出用）  
第四十四号様式別表五の二（提出用）  
第四十五号様式別表五の二（提出用）  
第四十六号様式別表五の二（提出用）  
第四十七号様式別表五の二（提出用）  
第四十八号様式別表五の二（提出用）  
第四十九号様式別表五の二（提出用）  
第五十号様式別表五の二（提出用）  
第五十一号様式別表五の二（提出用）  
第五十二号様式別表五の二（提出用）  
第五十三号様式別表五の二（提出用）  
第五十四号様式別表五の二（提出用）  
第五十五号様式別表五の二（提出用）  
第五十六号様式別表五の二（提出用）  
第五十七号様式別表五の二（提出用）  
第五十八号様式別表五の二（提出用）  
第五十九号様式別表五の二（提出用）  
第六十号様式別表五の二（提出用）  
第六十一号様式別表五の二（提出用）  
第六十二号様式別表五の二（提出用）  
第六十三号様式別表五の二（提出用）  
第六十四号様式別表五の二（提出用）  
第六十五号様式別表五の二（提出用）  
第六十六号様式別表五の二（提出用）  
第六十七号様式別表五の二（提出用）  
第六十八号様式別表五の二（提出用）  
第六十九号様式別表五の二（提出用）  
第七十号様式別表五の二（提出用）  
第七十一号様式別表五の二（提出用）  
第七十二号様式別表五の二（提出用）  
第七十三号様式別表五の二（提出用）  
第七十四号様式別表五の二（提出用）  
第七十五号様式別表五の二（提出用）  
第七十六号様式別表五の二（提出用）  
第七十七号様式別表五の二（提出用）  
第七十八号様式別表五の二（提出用）  
第七十九号様式別表五の二（提出用）  
第八十号様式別表五の二（提出用）  
第八十一号様式別表五の二（提出用）  
第八十二号様式別表五の二（提出用）  
第八十三号様式別表五の二（提出用）  
第八十四号様式別表五の二（提出用）  
第八十五号様式別表五の二（提出用）  
第八十六号様式別表五の二（提出用）  
第八十七号様式別表五の二（提出用）  
第八十八号様式別表五の二（提出用）  
第八十九号様式別表五の二（提出用）  
第九十号様式別表五の二（提出用）  
第九十一号様式別表五の二（提出用）  
第九十二号様式別表五の二（提出用）  
第九十三号様式別表五の二（提出用）  
第九十四号様式別表五の二（提出用）  
第九十五号様式別表五の二（提出用）  
第九十六号様式別表五の二（提出用）  
第九十七号様式別表五の二（提出用）  
第九十八号様式別表五の二（提出用）  
第九十九号様式別表五の二（提出用）  
第一百号様式別表五の二（提出用）

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

## [2 略]

3 「法第72条の2第1項第3号」となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 「単年度損益」の欄に記載に当たつては、次によること。

- 1) 法第72条の18第1項の規定によりその例にとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式」とあるのは「第6号様式一別表10」と、「別表5」とあるのは「別表5一別表10」と読み替えて計算した金額を記載すること。
- 2) 法第72条の18第1項の規定によりその例にとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式」とあるのは「第6号様式一別表10」と、「別表

外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

## 11 [同左]

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ロース色）（第五条関係）  
第七号様式別表五の二（提出用）  
第八号様式別表五の二（提出用）  
第九号様式別表五の二（提出用）  
第十号様式別表五の二（提出用）  
第十一号様式別表五の二（提出用）  
第十二号様式別表五の二（提出用）  
第十三号様式別表五の二（提出用）  
第十四号様式別表五の二（提出用）  
第十五号様式別表五の二（提出用）  
第十六号様式別表五の二（提出用）  
第十七号様式別表五の二（提出用）  
第十八号様式別表五の二（提出用）  
第十九号様式別表五の二（提出用）  
第二十号様式別表五の二（提出用）  
第二十一号様式別表五の二（提出用）  
第二十二号様式別表五の二（提出用）  
第二十三号様式別表五の二（提出用）  
第二十四号様式別表五の二（提出用）  
第二十五号様式別表五の二（提出用）  
第二十六号様式別表五の二（提出用）  
第二十七号様式別表五の二（提出用）  
第二十八号様式別表五の二（提出用）  
第二十九号様式別表五の二（提出用）  
第三十号様式別表五の二（提出用）  
第三十一号様式別表五の二（提出用）  
第三十二号様式別表五の二（提出用）  
第三十三号様式別表五の二（提出用）  
第三十四号様式別表五の二（提出用）  
第三十五号様式別表五の二（提出用）  
第三十六号様式別表五の二（提出用）  
第三十七号様式別表五の二（提出用）  
第三十八号様式別表五の二（提出用）  
第三十九号様式別表五の二（提出用）  
第四十号様式別表五の二（提出用）  
第四十一号様式別表五の二（提出用）  
第四十二号様式別表五の二（提出用）  
第四十三号様式別表五の二（提出用）  
第四十四号様式別表五の二（提出用）  
第四十五号様式別表五の二（提出用）  
第四十六号様式別表五の二（提出用）  
第四十七号様式別表五の二（提出用）  
第四十八号様式別表五の二（提出用）  
第四十九号様式別表五の二（提出用）  
第五十号様式別表五の二（提出用）  
第五十一号様式別表五の二（提出用）  
第五十二号様式別表五の二（提出用）  
第五十三号様式別表五の二（提出用）  
第五十四号様式別表五の二（提出用）  
第五十五号様式別表五の二（提出用）  
第五十六号様式別表五の二（提出用）  
第五十七号様式別表五の二（提出用）  
第五十八号様式別表五の二（提出用）  
第五十九号様式別表五の二（提出用）  
第六十号様式別表五の二（提出用）  
第六十一号様式別表五の二（提出用）  
第六十二号様式別表五の二（提出用）  
第六十三号様式別表五の二（提出用）  
第六十四号様式別表五の二（提出用）  
第六十五号様式別表五の二（提出用）  
第六十六号様式別表五の二（提出用）  
第六十七号様式別表五の二（提出用）  
第六十八号様式別表五の二（提出用）  
第六十九号様式別表五の二（提出用）  
第七十号様式別表五の二（提出用）  
第七十一号様式別表五の二（提出用）  
第七十二号様式別表五の二（提出用）  
第七十三号様式別表五の二（提出用）  
第七十四号様式別表五の二（提出用）  
第七十五号様式別表五の二（提出用）  
第七十六号様式別表五の二（提出用）  
第七十七号様式別表五の二（提出用）  
第七十八号様式別表五の二（提出用）  
第七十九号様式別表五の二（提出用）  
第八十号様式別表五の二（提出用）  
第八十一号様式別表五の二（提出用）  
第八十二号様式別表五の二（提出用）  
第八十三号様式別表五の二（提出用）  
第八十四号様式別表五の二（提出用）  
第八十五号様式別表五の二（提出用）  
第八十六号様式別表五の二（提出用）  
第八十七号様式別表五の二（提出用）  
第八十八号様式別表五の二（提出用）  
第八十九号様式別表五の二（提出用）  
第九十号様式別表五の二（提出用）  
第九十一号様式別表五の二（提出用）  
第九十二号様式別表五の二（提出用）  
第九十三号様式別表五の二（提出用）  
第九十四号様式別表五の二（提出用）  
第九十五号様式別表五の二（提出用）  
第九十六号様式別表五の二（提出用）  
第九十七号様式別表五の二（提出用）  
第九十八号様式別表五の二（提出用）  
第九十九号様式別表五の二（提出用）  
第一百号様式別表五の二（提出用）

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

## [2 同左]

## [新設]

## [新設]

- 1) 「単年度損益」の欄に記載に当たつては、次によること。
  - 1) 法第72条の18の規定によりその例にとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式」とあるのは「第6号様式一別表10」と、「別表5」とあるのは「別表5一別表10」と読み替えて計算した金額を記載すること。
  - 2) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあつては、同欄中「第6号様式」とあるのは「第6号様式一別表10」と、「別表5」とあるのは「別表5一別表10」と読み替えて計算した金額を記載すること。

5⑭)とあるのは「別表5⑭-別表10⑭)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特別法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑭」とあるのは「(第6号様式⑭-別表11⑭)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑭)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑭」とあるのは「(第6号様式⑭-別表11⑭)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑭)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

【(5) 略】

(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(10)の計の欄から(28)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。

(7) 第6号様式別表5の⑯から⑳までの各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉑の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

## 6 略]

7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑰」の欄から「計⑰」の欄までは、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑰」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「計⑰」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における従業者数⑰の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場

(3) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表11⑮)」と、「別表5⑮」とあるのは「(別表5⑮-別表11⑮)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表11⑮)」と、「別表5⑮」とあるのは「(別表5⑮-別表11⑮)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

【(5) 同左】

(6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2(3)付表一)の(8)の計の欄から(26)の欄を控除した金額を記載すること。

(7) 第6号様式別表5の㉒から㉓までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

## 4 「同左」

【新設】

合

(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度中途において所得等課税事業を開始した場合

合

(3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

第六号様式別表五の二の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表二十七 挿入】

第六号様式別表五の二の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 留】

第六号様式別表5の2の2記載要領

【1・2 略】

3 「<sup>第1号</sup>に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれ

の事業ごとに提出すること。

5 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の20第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。)を有しない内国法人が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人(法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。)が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

6 【略】

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表二十七 挿入】

第六号様式別表五の二の三(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表三十一 挿入】

第六号様式別表5の2の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで又は政令第20条の2の26の規定

第六号様式別表五の二の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表二十六 挿入】

第六号様式別表五の二の二(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式 同上】

第六号様式別表5の2の2記載要領

【1・2 同左】

【新設】

【新設】

3 外国の事務所又は事業所(政令第20条の2の19第1項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。)を有しない内国法人が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人(法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。)が事業年度中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。)を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

4 【同左】

第六号様式別表五の二の三(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表二十七 挿入】

第六号様式別表五の二の三(入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

【様式別表三十 挿入】

第六号様式別表5の2の3記載要領

1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで若しくは平成28年改正法附則第

の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2 略]

3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

4 「外国の事業に係る控除額⑧」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額、同表⑧の欄の合計額及び同表⑨の欄の合計額」と、同表⑤」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「別表5の2の2⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業員数を合計した数」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑩の欄の従業員数を合計した数」と読み替えて計算した金額を記載すること。

5 「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑨」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、同欄中「別表5の2の2⑤」及び「同表⑥」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2①の欄の合計額、同表②の欄の合計額、同表③の欄の合計額及び同表④の欄の合計額の合計額」と、「同表⑩」とあるのは「それぞれの事業に係る別表5の2の2⑥の欄の合計額、同表⑦の欄の合計額及び同表⑧の欄の合計額の合計額」と読み替えて計算した割合を記載すること。

6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数⑤」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち非

5条第11項又は政令第20条の2の25の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

[2 同左]

3 次に掲げる場合に該当する場合には、「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業以外の事業に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における収入金額課税事業（同項第2号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る従業員数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 同左〕

[新設]

[新設]

4 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業に係る期末の従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業（以下この記載要領において「非課税事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数⑤」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち非

課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 略】

㉒ 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 略】

㉓ [略]

㉔ [略]

㉕ [略]

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

【様式 略】

第六号様式別表5の2の4記載要領

【1 略】

2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の22各号に掲げる金額がある場合に、同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

【3 略】

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【様式 別表三十三（挿入）】

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【様式 略】

第六号様式別表5の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の15

課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 同左】

㉕ 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と各事業年度に属する各月の末日現在における恒久的施設の従業者のうち非課税事業等以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この記載要領において「その他の事業」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

【(1)～(3) 同左】

㉖ [同左]

㉗ [同左]

㉘ [同左]

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

【様式 同左】

第六号様式別表5の2の4記載要領

【1 同左】

2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の2の21各号に掲げる金額がある場合に、同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第4号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

【3 同左】

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【様式 別表三十一（挿入）】

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【様式 同左】

第六号様式別表5の3記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法第72条の15に規定する報

に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 略〕

3 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る報酬給与額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

〔略〕

第六号様式別表五の三〇二（用紙日本産業規格△4）（第五条関係）

〔様式別表三十五 挿入〕

第6号様式別表5の3の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。

2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る労働者派遣等の明細の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別表三十五 挿入〕

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五条関係）

〔総括 留〕

第6号様式別表5の4記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号又は第3号に掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 略〕

3 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人に

報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

2 〔同左〕

第六号様式別表五の三〇二（用紙日本産業規格△4）（第五条関係）

〔様式別表三十四 挿入〕

第6号様式別表5の3の2記載要領

この明細書は、法第72条の15第2項各号に掲げる法人が、当該各号に定める金額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の3に併せて提出すること。

第六号様式別表五の四（提出用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五条関係）

〔様式別表三十六 挿入〕

第六号様式別表五の四（入力用）（用紙日本産業規格△4・ローズ色）（第五条関係）

〔総括 留〕

第6号様式別表5の4記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人が、法第72条の16に規定する純支払利子の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

〔2 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

あつては、それぞれの事業に係る純支払利子の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

【略】

第6号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

「提出用」

第6号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【略】

第6号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 略】

3 「法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る純支払借料の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

【略】

第6号様式別表5の6の2記載要領

「提出用」

第6号様式別表5の6の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 「法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額からの控除額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が6月に満たない場合であつて、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつて

【同左】

第6号様式別表五の五（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

「提出用」

第6号様式別表五の五（入力用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）

【略】

第6号様式別表5の5記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法第72条の17に規定する純支払借料の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【2 同左】

【新設】

【新設】

【同左】

第6号様式別表5の6の2記載要領

「提出用」

第6号様式別表5の6の2記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

【新設】

【新設】

【同左】

(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあつて



は租税特別措置法施行令第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあつては租税特別措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

【(2)・(3) 略】

5 [略]

6 「①のうち所得等課税事業に係る額又は①×②/③ ④」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

7 「①のうち収入金額等課税事業に係る額又は①×②/③ ④」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

8 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数②」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数④」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）を合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下この記載要領において「所得等課税事業等」という。）を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

は租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあつては租税特別措置法施行令第39条の47第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。

【(2)・(3) 同左】

2 [同左]

4 「①のうち所得等課税事業に係る額①」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第9条第16項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。

[新設]

5 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数②」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業員のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合  
様式別表五のロ 電送

(3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合  
様式別表五のロ 電送 (第五条関係)

※ 雑知覚

様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

「様式別表五」電送

様式別表六 (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

「様式別表五」電送

第6号様式別表6記載要領

第6号様式別表6記載要領

1 この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

この計算書は、電気供給業及びガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。この場合において、これらの事業を併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載すること。

2 「法第72条の2第1項第2号」  
第2号  
第3号  
] となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第2号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(電気供給業及びガス供給業に限る。)と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

様式別表七 (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

様式別表七 (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

「様式別表七」電送

「様式別表七」電送

第6号様式別表7記載要領

第6号様式別表7記載要領

この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

様式別表八 (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

様式別表八 (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

「様式別表八」電送

「様式別表八」電送

第6号様式別表8記載要領

第6号様式別表8記載要領

この計算書は、損害保険会社若しくは外国損害保険会社等、少額短期保険業者又は株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付すること。

様式別表九 (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

様式別表九 (用紙日本産業規格△4) (第五条関係)

「様式別表九」電送

「様式別表九」電送

第6号様式別表9記載要領

第6号様式別表9記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この

この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この

記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の2第3第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付すること。

2 「第1号」に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号に掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

5 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式②」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。

6 [略]

7 [略]

様式別表10記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式（その2）に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の2第3第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

[新設]

[新設]

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式②」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。

4 [同左]

5 [同左]

様式別表10記載要領

1 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項（日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）以下「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第1項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(重日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号))以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人

(2) 略]

3 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

5 [略]

6 [略]

様式第11号様式第11号(田保ロ本週集第47号)(銀庁発監送)

「様式第11号様式第11号」

第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式又は第6号様式(その2)に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(重日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号))以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

4～7 [略]

様式第11号様式第11号(田保ロ本週集第47号)(銀庁発監送)

「様式第11号様式第11号」

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人

(2) 同左]

[新設]

[新設]

3 [同左]

4 [同左]

様式第11号様式第11号(田保ロ本週集第47号)(銀庁発監送)

「様式第11号様式第11号」

第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の12の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

[新設]

[新設]

2～5 [同左]

様式第11号様式第11号(田保ロ本週集第47号)(銀庁発監送)

「様式第11号様式第11号」

第6号様式別表12記載要領

[1 略]

- ② 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業第3号」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- ③ 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

④～⑧ [略]

第6号様式別表13記載要領

〔様式別表五十一 挿入〕

- 1 この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

- 2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る特定資産譲渡等損失額となる金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第6号様式別表13の2記載要領

〔様式別表五十一 挿入〕

[1 略]

- ② 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- ③ 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第6号様式別表12記載要領

[1 同左]

[新設]

[新設]

②～⑧ [同左]

第6号様式別表13記載要領

〔様式別表五十一 挿入〕

- この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。

第6号様式別表13の2記載要領

〔様式別表五十一 挿入〕

[1 同左]

[新設]

[新設]

4 [略]

第六号様式別表十三の三(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

〔様式別表五十七 挿入〕

第六号様式別表13の3記載要領

1 この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

2 「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号第3号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人(同項第1号ロに掲げる法人に限る。)にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表十四(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式別表五十九 挿入〕

第六号様式別表十四(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式別表六十一 挿入〕

第六号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。)の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に併せて提出すること。

〔2～4 略〕

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別表六十二 挿入〕

第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別表六十一 挿入〕

〔様式別表六十一 挿入〕

〔様式別表六十一 挿入〕

第六号の三様式記載要領

1 この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。)が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

2 [同左]

第六号様式別表十三の三(用紙日本産業規格A4) (第五条関係)

〔様式別表五十六 挿入〕

第六号様式別表13の3記載要領

この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

第六号様式別表十四(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式別表五十八 挿入〕

第六号様式別表十四(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係)

〔様式別表六十 挿入〕

第六号様式別表14記載要領

1 この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。)の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に併せて提出すること。

〔2～4 同左〕

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別表六十一 挿入〕

第六号の三様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別表六十一 挿入〕

〔様式別表六十一 挿入〕

〔様式別表六十一 挿入〕

第六号の三様式記載要領

1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税の額をいう。)を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

[2～9 略]

第六号の三様式(その2) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二開)

〔添付〕

〔様式 四〇六六十四 単入〕

第七号様式(田産日本産業規格A4) (第三条・第十条の二開送)

〔添付 略〕

第七号様式記載要領

- この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- (その1)の記載に当たっては、次によること。
  - (1)～(4) 略]
  - (5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
  - (その2)の記載に当たっては、次によること。
    - (1)～(4) 略]
    - (5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
    - (6) 略]

[5 略]

第七号様式(田産日本産業規格A4) (第三条・第十条の二開送)

〔添付 略〕

第七号の2様式記載要領

- この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の

[2～9 同左]

〔解説〕

第七号様式(田産日本産業規格A4) (第三条・第十条の二開送)

〔添付 同左〕

第七号様式記載要領

- この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- (その1)の記載に当たっては、次によること。
  - (1)～(4) 同左]
  - (5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
  - (その2)の記載に当たっては、次によること。
    - (1)～(4) 同左]
    - (5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
    - (6) 同左]

[5 同左]

第七号様式(田産日本産業規格A4) (第三条・第十条の二開送)

〔添付 同左〕

第七号の2様式記載要領

- この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び第321条の8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3

様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併

欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(3) 略】

(4) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑦」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑨」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式又は第6号様式(その2)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑨」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

【(6) 略】

様式名(田中本道業様式) (宝田様式・様式) (田中様式)

様式名(田中本道業様式)

第7号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の道府県知事に、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

【2～4 略】

様式名(田中本道業様式) (田中様式・様式)

様式名(田中本道業様式)

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)若しくは第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に

記すること。

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(3) 同左】

(4) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑦」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑨」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(4) 同左】

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税割額控除額⑨」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

【(6) 同左】

様式名(田中本道業様式) (宝田様式・様式) (田中様式)

様式名(田中本道業様式)

第7号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項若しくは第3項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在の道府県知事に、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

【2～4 同左】

様式名(田中本道業様式) (田中様式・様式)

様式名(田中本道業様式)

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第6号の3様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記





法第72条  
の2第1項

7 となつてゐる箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2

第1号  
第2号  
第3号  
に掲げる事業」

号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んで表示すること。

8 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあつては、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、それぞれに提出すること。

9 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人が事業税の更正の請求をする場合にあつては、各事業に係る課税標準等及び税額等の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

10 〔略〕

11 〔略〕

12 「更正の請求をする理由及び請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

13 〔略〕

第十号の五様式（第三條の四・第三條の四の三・第五條の二の三・第五條の四関係）

〔様式 別紙七十四 挿入〕

〔第10号の5様式記載要領 略〕

第十四号の二様式（第六條の七関係）

〔様式 別紙七十四 挿入〕

〔第14号の2様式記載要領 略〕

第十四号の三様式（第六條の九関係）

〔様式 別紙七十四 挿入〕

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九條の五及び第九條の十七関係）

〔様式 略〕

〔第16号の43様式記載要領 別紙七十八 挿入〕

第十七号様式（第十條関係）

〔様式 別紙七十八 挿入〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

7 〔同左〕

8 〔同左〕

9 「更正の請求をする理由及び請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33の2第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

10 〔同左〕

第十号の五様式（第三條の四・第三條の四の三・第五條の二・第五條の四関係）

〔様式 別紙七十四 挿入〕

〔第10号の5様式記載要領 同左〕

第十四号の二様式（第七條関係）

〔様式 別紙七十三 挿入〕

〔第14号の2様式記載要領 同左〕

第十四号の三様式（第七條関係）

〔様式 別紙七十三 挿入〕

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九條の五及び第九條の十七関係）

〔様式 同左〕

〔第16号の43様式記載要領 別紙七十七 挿入〕

第十七号様式（第十條関係）

〔様式 別紙七十三 挿入〕

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第二十号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第20号様式記載要領

[1～9 略]

10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の40%相当額)の合計額を記載すること。

[11～17 略]

第二十号様式別表1(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第二十号様式別表1(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第20号様式別表1記載要領

[1～4 略]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の12)の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6～8 略]

第二十号様式別表1の11(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 略】

第二十号様式別表1の11(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

第二十号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同上】

第二十号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同上】

第20号様式記載要領

[1～9 同左]

10 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)の合計額を記載すること。

[11～17 同左]

第二十号様式別表1(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同左】

第二十号様式別表1(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同左】

第20号様式別表1記載要領

[1～4 同左]

5 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。)にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書(別表5の2(2)付表)の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結地方法人税個別帰属額を除く。)に、所得税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(1))の(22)の欄の金額)、外国税額の控除額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(18)の欄の金額)、分配時調整外国税相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表6の2(2)の2)の(27)の欄の金額)、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額(法人税の明細書(別表17(3)の12)の(11)の欄の金額)の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等(個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零)を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書(別表1)の「法人税額計」の欄の金額(この欄の上位に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内には**連結納税**の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

[6～8 同左]

第二十号様式別表1の11(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

【様式 同左】

第二十号様式別表1の11(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

<p>【様式 留】</p> <p>第20号様式別表 1 の 2 記載要領</p> <p>【1～3 略】</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表 1 の 3）の「法人税額計 (6)」及び「法人税額計 (29)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には<b>特別控除取戻税額</b>、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>第11号様式別表 1 の 3 (田保日本産業規程 44) (第10条留送)</p> <p>【様式 留】</p> <p>第20号様式別表 2 の 3 記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>【2～4 略】</p> <p>第11号の5様式 (田保日本産業規程 44) (第10条の11条の6留送)</p> <p>【様式 留送 11 挿入】</p> <p>【第20号の5様式記載要領 略】</p> <p>第11号の5様式 (第十條の11の九・第十條の11の十関係)</p> <p>【様式 別紙八十四 挿入】</p> <p>【第22号の2の2様式記載要領 略】</p> <p>第11号の5様式 (田保日本産業規程 44) (第十五條の11留送)</p> <p>【様式 留】</p> <p>【第33号の4様式記載要領 別紙八十六 挿入】</p>	<p>【様式 留】</p> <p>第20号様式別表 1 の 2 記載要領</p> <p>【1～3 略】</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表 1 の 3）の「法人税額計 (6)」及び「法人税額計 (29)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には<b>リース特別控除取戻税額</b>、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>第11号様式別表 1 の 3 (田保日本産業規程 44) (第10条留送)</p> <p>【様式 留】</p> <p>第20号様式別表 2 の 3 記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>【2～4 同左】</p> <p>第11号の5様式 (田保日本産業規程 44) (第10条の11条の6留送)</p> <p>【様式 留送 11 挿入】</p> <p>【第20号の5様式記載要領 同左】</p> <p>第11号の5様式 (第十條の11の八・第十條の11の九関係)</p> <p>【様式 別紙八十三 挿入】</p> <p>【第22号の2の2様式記載要領 同左】</p> <p>第11号の5様式 (田保日本産業規程 44) (第十五條の11留送)</p> <p>【様式 留】</p> <p>【第33号の4様式記載要領 別紙八十五 挿入】</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全表に付した傍線は左記のとおり。</p>	



## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一号の三様式、第一号の四様式、第三号様式別表、第四号様式、第四号の二様式、第五号の二様式及び第十七号様式の改正規定 令和三年一月一日
- 二 第六条の九の改正規定 令和四年一月一日
- 三 第六号様式別表五の六の二記載要領の改正規定（「第27条の12の5第6条第2号」を「第27条の12の4の2第6条第2号」に改める部分及び「第39条の47第6条第2号」を「第39条の46の2第6条第2号」に改める部分に限る。） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の施行の日